

生駒市条例第 25 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 12 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 4 項中「投票立会人の立会時間」を「投票管理者の職務時間又は投票立会人の立会時間」に、「当該投票立会人」を「当該投票管理者又は当該投票立会人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。